高岡地域地場産業センター跡地用地測量業務特記仕様書

（適用範囲）
第１条　本特記仕様書は、高岡地域地場産業センター跡地用地測量業務（以下「本業務」という）に適用する。

（作業規定等）
第２条　本業務を実施するにあたっては下記の作業規程を準拠するものとする。
（１）富山県土木部測量業務共通仕様書
（２）国土交通省北陸地方整備局用地調査等業務共通仕様書

（業務の範囲）
第３条　本業務の対象範囲は、別図－１のとおりとする。

（作業内容）
第４条　本業務の作業内容は、別紙－１のとおりとする。

（貸与又は支給する物品及び資料等）
第５条　発注者が貸与又は支給する物品及び資料等は、別紙－１のとおりとする。

（成果品等）
第６条　納入する成果品等は、別紙－２のとおりとする。なお、成果については全て発注者に帰属するものとする。

（業務計画）
第７条　受注者は、契約締結後 10 日以内に次の各号に掲げる事項を明らかにした業務計画書を監督員に提出し、承認を得なければならない。
（１）業務概要
（２）作業手順
（３）業務工程表
（４）業務組織計画（業務内容とその担当者名等を記入のこと）
（５）打合せ計画
（６）成果品の内容、部数
（７）連絡体制（緊急時含む）
（８）その他

（打合せ）
第8条　業務を適正かつ円滑に施行するため打合せを行い、その結果については、受注者において打合せ簿に記録し、監督員の確認を受け、成果品に添付するものとする。

（履行報告）
第9条　受注者は、監督員に業務の履行状況を報告するものとする。

（懐疑）
第１０条　本業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに監督職員に報告し、協議を行うものとする。

（土地の立入り）
第１１条　受注者は、第三者の土地に立入る場合、事前に同意を得て、身分証明書を常に携帯するものとし、安全確保に努めなければならない。

（検査）
第１２条　受注者は、成果品を報告書にとりまとめ、発注者の検査を受けるものとする。なお、検査の際には管理技術者が出席するものとする。

（訂正）
第１３条　業務完了後に成果品に誤りがあった場合は、発注者の指示を受け、速やかに修正を行うものとする。

（機密の保守義務）
第１４条　受注者は、当該業務において知り得た機密を発注者の許可なく第三者にもらしてはならない。資料の公表及び貸与・使用については、発注者の許可を得るものとする。

別紙-1

作　業　内　容

〇用地測量業務

作業内容	作業量	備　　考
4級基準点測量	7点	
用地測量	1式	
公共用地境界確定協議	1式	
打合せ協議	1業務	着手時、納入時

支　給　物　品

名　　称	部数	備　　考
なし		

貸　与　資　料

名　　称	部数	備　　考
なし		

支　給　資　料

名　　称	部数	備　　考
なし		

別紙-2

納入する成果品等

○用地測量業務

名　　称	部数	備　　考
基準点測量		
測量観測手簿	1式	
各種測量計算簿	1式	
精度管理表	1式	
基準点網図	1式	
基準点成果表	1式	
用地測量		
公図等転写図	1式	
土地調査表	1式	
用地実測図	1式	
土地境界立会確認書	1式	
面積計算書	1式	
杭の写真台帳	1式	
打合せ簿	1式	
その他必要と認める資料	1式	